

(案)

平成30年2月28日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市公立大学法人評価委員会  
委員長 堂本 時夫

意 見 書

公立大学法人尾道市立大学に係る中期計画について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第3項に基づく尾道市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき公立大学法人尾道市立大学が定める中期計画については、公立大学法人尾道市立大学中期計画（案）のとおり定めることが適当である。